

# 小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者選定プロポーザル実施要領

〔令和7年12月5日  
7小院督第1062号〕

## 1 目的

小牧市民病院（以下「病院」という。）内に喫茶等飲食店（以下「喫茶店」という。）を設置し、幅広い商品及びきめ細やかなサービスを提供することにより、小牧市民病院利用者および職員等の利便性の向上を図ることを目的とする。

## 2 業務の概要

### （1）業務内容

喫茶店設置運営者（以下「運営者」という。）は、小牧市病院事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する建物の一部を小牧市財産管理規則第9条の規定を準用し、使用許可の申請により使用するものとする。また、管理者と協議のうえ、運営に必要な設備を整備し、喫茶店の運営全般を実施する。

### （2）期間

令和8年6月1日から令和13年5月31日まで（5年間）

### （3）貸付場所の内容等

貸付場所は、診療棟3階の喫茶店エリア（面積176.15m<sup>2</sup>）（以下「喫茶店内」という。）とする。

\*別紙位置図及び喫茶等飲食店設備概要参照

### （4）立地環境（患者等の状況）

- ・1日平均入院患者数 395人（令和6年度実績）
- ・1日平均外来患者数 1,095人（令和6年度実績）
- ・職員数 1,709人（令和7年4月1日現在）
- ・その他出入業者、看護学生、見舞客あり

## 3 運営等の条件

### （1）業務開始日

令和8年8月1日（予定）

\*業務開始するまでの行政財産目的外使用料は発生しないものとする。

### （2）営業日

提案による。ただし平日は営業すること。

(2) 営業時間

提案による。ただし、午前 8 時～午後 6 時までは確保すること。

(4) 運営者の負担となる費用

- ・行政財産目的外使用料として、128,589円及び消費税を毎月支払う。
- ・加算賃貸料として、販売売上高（税込）に対する提案されたパーセンテージを毎月支払う。
- ・運営に必要な喫茶店内に設置するテーブル・椅子等設備及び通信費等の維持費用
- ・建築仕上として、喫茶店内の床・壁仕上げ及び厨房機器（手洗器）工事（既存運営者との合意により、既設の設備の流用可とする。）なお、返還時は原状に復して返還することとするが、次期運営者の合意を得た場合にはその限りではない。
- ・清掃、防虫および消毒等の衛生管理費及びごみ処理にかかる経費

(5) 病院の負担となる費用

- ・水道光熱費

(6) 取扱商品

病院という施設の特殊性を考慮し、飲食を提供すること。なお、酒類は提供しない。

(7) 衛生管理

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れ、事故防止に努めること。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこと。また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じること。以上の措置にかかる費用は運営者の負担とする。

(8) 環境衛生

喫茶店内の清掃は運営者が実施すること。また、廃棄物の処理は、廃棄物の発生を抑制するとともに環境問題に考慮した適切な回収を実施し、再資源化を促進するように努めなければならない。

(9) その他

- ・使用用途以外の使用をしないこと。
- ・フランチャイズ方式を可能とするが、様式第 8 に責任区分が明確に

説明できる資料を添えて提出すること。

- ・顧客の動線は、車椅子利用者等に十分配慮すること。
- ・喫茶店の運営に際し、顧客からの改善要望については、できる限り速やかに対応すること。
- ・従業員駐車場は、運営者が用意すること。

#### 4 提出書類

##### (1) 法人の場合

小牧市入札参加資格を有する者は⑦及び⑧の提出は不要とする。

- ①参加表明書（様式第1）
- ②参加表明書等受領書（様式第2）
- ③企画提案書（様式第4～様式第6）

\* 様式第5及び第6は様式第4の次頁に添付すること。また、「小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者 提案必須項目一覧表」から提出するものは様式第6以降に添付し、提出すること。

- ④提案者の会社（業務）概要（様式第7）
- ⑤親企業の会社（業務）概要（様式第8）

\* フランチャイズによる出店の場合のみ提出のこと

- ⑥直近2年分の会社業績がわかる書類（P L・B S等）
- ⑦商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ⑧国税の納税証明書（その3の3）、愛知県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）、小牧市税の納税証明書（小牧市内に本社又は事業所がある場合）

##### (2) 申込者が個人の場合

小牧市入札参加資格を有する者は⑦及び⑧の提出は不要とする。

- ①参加表明書（様式第1）
- ②参加表明書等受領書（様式第2）
- ③企画提案書（様式第4～様式第6）

\* 様式第5及び第6は様式第4の次頁に添付すること。また、「小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者 提案必須項目一覧表」から提出するものは様式第6以降に添付し、提出すること。

- ④提案者の会社（業務）概要（様式第7）
- ⑤親企業の会社（業務）概要（様式第8）

\* フランチャイズによる出店の場合のみ提出のこと

- ⑥直近2年分の会社業績がわかる書類（P L・B S等）
- ⑦商業登記簿（履歴事項全部証明書）
- ⑧国税の納税証明書（その3の3）、愛知県税の納税証明書（未納の税額がないことの証明）、小牧市税の納税証明書（小牧市内に本社又は事業所がある場合）

### （3）記入要領及び留意事項

提出書類は、原則A4版・縦型・横書・左綴じで、記載文字は10ポイント以上とし、目次、頁番号をつけること。表等については、A4版・横型でも構わない。

参加表明書（様式第1）は12月8日～12月22日の間に提出し、その他の書類は1月13日までに6部提出すること。

## 5 スケジュール

12月 5日（金） 公告

12月 8日（月）～ 12月22日（月）

参加表明書及び参加表明者による内容についての質疑受付期間

12月24日（水） 質疑に対する回答

1月13日（火） 参加表明書以外の書類の提出

1月中旬～1月下旬 審査及び審査結果の通知・公表

## 6 書類の提出

運営者として希望する者は、次により書類を提出すること。なお、期限までに提出のない場合は、本選定に参加することはできない。

\*提出書類は小牧市民病院ホームページからダウンロードすること。

提出期限	参加表明書（様式第1）は12月8日～12月22日 その他の書類は1月13日
提出先	〒485-8520 愛知県小牧市常普請一丁目20番地 小牧市民病院 事務局管財課 施設係 (健診センター棟3階)
提出方法	持参または郵送 持参の場合は午前9時から午後5時まで（なお、土・日・祝日は除く。）に持参すること。

	郵送の場合は提出期限必着のこととし、 <u>書留郵便</u> に限るものとする。
--	--

## 7 公募にかかる質疑

公募にかかる質疑については、質問書（様式第3）を管財課へ提出すること。回答は、管財課で書面にて行う。

## 8 選定概要

運営者の選定にあたっては、提出された企画提案書類の内容にて評価を行い、最適な者及び次点者各1者を選定する。

### (1) 審査委員

参加表明書等の審査は、小牧市民病院喫茶等飲食店設置運営者設選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

### (2) 審査（書類審査）

審査委員会において提出書類を審査し、最適な者及び次点者を選定する。

### (3) 審査基準

評価項目	評価の視点
①財務基盤	・財務状況は良好か
②運営方針 1. レイアウト 2. 営業日、営業時間	・車椅子患者の動線など、利用しやすいレイアウト、時間帯となっているか。
③提供商品 1. 販売品目 2. 提供価格 3. パンフレット等	・販売品目及び価格は利用しやすいものか。 ・パンフレットは見やすい内容となっているか。
④従業員について 1. 人数・勤務形態 2. 従業員の管理体制	・従業員に管理体制に問題はないか。 ・サービスの提供を行う人数を確保しているか。
⑤衛生管理 1. 清掃・害虫駆除 2. 運搬方法	・安全・安心な喫茶の提供が可能な体制となっているか。
⑥その他	・来院者にとって魅力のある喫茶店となってい

1. 独自性、特徴	るか。
2. 苦情・改善方法	・職員等にとって魅力のある喫茶店となってい
3. 危機管理体制	るか。
	・苦情があった場合の改善方法や危機管理体制 が整っているか。
⑦加算賃貸料	

## 9 その他

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 本プロポーザルに要する一切の費用は応募者が負担する。

## 10 問い合わせ先

〒485-8520

愛知県小牧市常普請一丁目20番地

小牧市民病院事務局管財課施設係 武藤

TEL : 0568-76-1439

FAX : 0568-71-3647

メール : [byoinkanzai@city.komaki.lg.jp](mailto:byoinkanzai@city.komaki.lg.jp)